

火災安全設備の保守，試験及び点検に関する事項

改正規則

事業所承認規則
鋼船規則 P 編及び R 編

改正事項

火災安全設備の保守，試験及び点検に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 14 規則及び 2009MODU コード第 9 章においては，IMO が策定した指針（MSC.1/Circ.1432）を参考に，船上において火災安全設備の保守，試験及び点検を実施することが要求されている。

近年，バハマ籍旅客船において，自動スプリンクラ装置の定期点検中に当該装置の不具合が散見されたことから，自動スプリンクラ装置に対する試験手順の見直しが行われ，2015 年 6 月に開催された第 95 回海上安全委員会（MSC 95）において，MSC.1/Circ.1432 の一部改正として，MSC.1/Circ.1516 が承認された。

今般，関連規定に MSC.1/Circ.1516 を加えるよう改めた。

改正内容

火災安全設備の保守，試験及び点検に関して，関連するサーキュラー（MSC.1/Circ.1432）に MSC.1/Circ.1516 を含めるよう改めた。